

」 御殿場市地域産業立地促進事業費補助金交付要綱の比較表

		改正前	改正後（平成25年4月1日改正）			
地域産業立地促進事業費補助金	対象業種	製造業（工場・研究所） ソフトウェア業、自然科学研究所、その他市長特認施設	製造業（工場・研究所） ソフトウェア業、自然科学研究所、 物流施設 、その他市長特認施設			
	対象地域	市内全域	変更なし			
	事業主体	民間企業等 (100%親子会社、関連会社による事業含む)	変更なし			
	適用要件	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 2,000 m²以上 ・当該事業所の従業員数 10 人以上 ・市内雇用増 10 人以上 市内既存企業は雇用増 1 人以上 ・設備投資（建物・機械設備等）額 1 億円以上 	変更なし		継続雇用（雇用水準の維持） 3年間
		研究所 ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積 200 m²以上 ・研究員 5 人以上 ・市内雇用増 5 人以上 市内既存企業は雇用増 1 人以上 ・設備投資（建物・機械設備等）額 5 千万円以上 			
		物流施設	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得 2,000 m²以上 ・設備投資（建物及び機械設備等）額 1 億円以上 ・当該事業所の従業員数 10 人以上 ・市内雇用増 10 人以上 (市内既存企業は 1 人以上) ・物流総合効率化法に定める設備の設置 		
	事業期間	造成済 3 年、未造成 5 年	原則、造成済 3 年、未造成 5 年 ただし、市長特認案件は事業期間の延長可能 県知事の承認も必要			
	対象経費	用地取得経費、従業員の新規雇用経費	変更なし			
	補助率・額	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得経費の 20%以内 ・新規雇用従業員 50 万円/人 (市内正規 50 万円/人) (市内パート 25 万円/人) (県内正規 25 万円/人) (既存従業員の市内転居 25 万円/人) 	成長分野の製造業(工場)、研究所	用地取得経費の 30%	新規雇用の補助率・金額は変更なし (3年間の雇用維持を義務付)	
			その他(工場・物流施設含む)	用地取得経費の 20%		
限度額	2 億円 うち県負担分最大 1 億円(市補助額の 1/2) 市が補助対象としても、県補助要綱に合致しない事業については、補助対象外となる。	成長分野、研究所	3 億円 (県負担額 1.5 億円)			
		その他(工場・物流施設含む)	2 億円 (県負担額 1 億円)			
		県補助対象の有無	市補助要綱に該当しても、県補助要綱に該当しない場合は、補助対象額の 1/2 を支給			
回数	1 企業 1 回限り。	変更なし ただし、静岡県の補助制度は設備投資 30 億円以上 + 雇用増 50 人以上の大規模な案件については複数回の適用が可能。				
期限	平成 25 年 3 月 31 日までの申請 (平成 22 年 3 月 24 日告示)	平成 30 年 3 月 31 日までの申請 一定期間で存続の可能性について協議を行う。				
適用	平成 19 年 4 月 1 日から	平成 25 年 4 月 1 日から				

